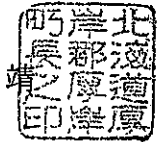


厚岸町告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度及び令和8年度において、厚岸町が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定める。

令和6年12月6日

厚岸町長 若 狹



第1 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

(1) 次に掲げるもの（政令第167条の4関係）に該当する者でないこと。

ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ 契約に関して不正行為を行い、競争入札への参加を排除されている者

(2) 次に掲げるものを完納している法人又は個人であること。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認めるときは、この限りでない。

ア 国税

イ 厚岸町から課税されている町税

ウ 厚岸町に納付義務のある介護保険料、後期高齢者医療保険料及び公共料金

2 審査基準日

資格審査の基準日は、令和7年1月1日（随時の申請をする場合に当たっては、申請しようとする月の初日）とする。

3 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)に定める工事29種類)

次の事項のいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、希望する資格に対応する建設業の許可を有する建設業者でかつ、許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。
- イ それぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、総合評定値の通知を受けていること。(経営事項審査の基準日が令和5年9月1日以降であること。(随時の申請をする場合は審査基準日(申請をしようとする月の初日。))において有効であるもの))
- ウ イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について完成工事高を有していること。
- エ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険のすべてにおいて、加入若しくは適用除外であること。

(2) 建築設計、土木設計、測量、地質調査、技術資料作成、造林、道路清掃、管渠等清掃、漏水調査及び除排雪業務

次の事項のいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、希望する業種を1年以上営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員が3人以上であること。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。
- エ 建築設計について、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
- オ 測量について、測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていること。

(3) 物品の購入等、物品の賃貸借、業務の委託及び物品の売払いに係る契約

次の事項のいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を消滅するものとする。

- 1 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可・免許・登録等を要する場合において当該許可・免許・登録等を取り消されたとき。
- 3 その他資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法及び提出書類等

1 申請の時期

- (1) (2) から (3) までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

令和7年1月15日（水）から同年2月28日（金）まで必着とする。

イ 随時の申請をする者

令和7年4月1日（水）から令和8年12月25日（金）まで必着とする。

- (2) 共同企業体については当該共同企業体が結成されたときとする。

- (3) 特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

2 申請の方法及び受付場所

申請には次に掲げる提出書類を作成し、原則郵送により提出しなければならない。普通郵便・レターパック等送付手段は問わないが、到着確認を行いたい申請者は、簡易書留等での提出とし、申請書類の到着確認についての問い合わせは受け付けない。なお、窓口では不足書類の確認や審査等を行わないこととする。

受付場所 厚岸町役場総合政策課契約管財係 （電話 0153-52-3131）

郵送先 郵便番号 088-1192

北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場総合政策課契約管財係

3 提出書類

- (1) 建設工事、物件の製造（印刷に係るものを除く。）、建築設計、土木設計、測量、地質調査、技術資料作成、造林、道路清掃、管渠等清掃、漏水調査及び除排雪業務

ア 申請書類は、北海道公契約連モデルとし、その記載方法については「厚岸

町入札参加資格審査申請書類の記載方法」による。

イ その他の添付書類については、契約担当課から示される書類を提出することとする。

(2) 物品の購入等、物品の賃貸借、業務の委託及び物品の売払い

ア 申請書類は、厚岸町独自様式とする。

イ その記載方法及び提出書類等については、契約担当課から示される書類を提出することとする。

4 資格審査の再申請について

(1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その都度、資格審査の再申請をするものとする。また、競争入札参加資格者の営業を継承した者も同様とする。

ア 名称を変更したとき。

イ 法人たる競争入札参加者が、その組織を変更したとき。

ウ 経常建設共同企業体の競争入札参加資格者が、その構成員を変更したとき。